

御嵩町公告契約第48号

下記の業務について、事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、御嵩町契約規則(昭和39年規則第7号)第2条及び第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年9月16日

御嵩町長 渡辺 幸伸

1. 入札に関する事項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 仕様書番号 | 下委第8-7号 |
| (2) 委託名 | 南山台東面整備(第5工区)推進工修正設計業務委託 |
| (3) 履行等場所 | 御嵩町 御嵩 地内 |
| (4) 委託概要 | 下水道設計 推進工法(刃口・小口径) L=26m |
| (5) 履行期間 | 契約締結日 から 令和9年3月17日 まで |
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 低入札調査基準価格 | 無 |
| (8) 失格判断基準 | 無 |
| (9) 最低制限価格 | 無 |
| (10) 内訳書の提出 | 必要 ※内訳書の提出がない場合、入札は無効となりますので、ご注意ください。 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 入札方法 | 【電子入札】
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。 |
| (13) 契約方法 | 本契約は原則、電子契約にて行います。
利用サービス：クラウドサイン(弁護士ドットコム株式会社) |
| (14) 仮契約 | 無 |

2. 入札参加資格

業種	
業種：建設コンサルタント【下水道部門】 ・御嵩町競争入札参加資格者名簿において、上記の営業品目の登録があること。	
業務実績に関する条件	
該当なし	
配置技術者に関する条件	
以下の資格者を有していること。 ・管理技術者：上下水道部門（下水道）の技術士又は RCCM（下水道）の資格	
事業所の所在地に関する条件	
岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、御嵩町競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。	
設計業務等の受託者等	
該当なし	
その他の条件	
(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。 (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領（平成 4 年訓令甲第 8 号）に基づく資格停止期間中でないこと。 (3) この業務に対応する各技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に従い適切に配置できること。 (4) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。 (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていないこと。 (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。 (7) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 41 号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。	
参加資格確認書類（落札候補者のみ）	
落札候補者となった者は、以下の書類を期日までに提出すること。 ・事後審査型条件付き一般競争参加資格確認申請書 以下、附属書類 ・営業所等の状況調書（登録外の営業所等での申請の場合のみ必要） ・配置予定技術者一覧 兼 在籍証明書 ・配置予定技術者等の資格、在籍及び業務経験調書	

3. 担当課

区分	担当課名	電話番号	所在地
入札担当課	総務部総務課財政係	0574-67-2111 (内線 2214)	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239-1
業務担当課	建設部上下水道課整備係	0574-67-2111 (内線 2135)	

4. 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和8年9月16日（水）午後4時から 落札決定した日まで	御嵩町ホームページ又は電子入札システムからダウンロード
質疑の受付	令和8年9月16日（水）午後4時から 令和8年9月29日（火）正午まで	ホームページ上の入力フォームによる方法
回答書の閲覧	回答対応したものから順次、御嵩町ホームページにて	
入札参加申請	令和8年9月16日（水）午後4時から 令和8年10月2日（金）午後4時まで	電子入札システムによる申請 【事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（業務委託等）】
参加資格の確認	令和8年10月5日（月）午前9時から	電子入札システムによる
入札書提出受付	令和8年10月9日（金）午前9時から 令和8年10月13日（火）午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和8年10月14日（水）午前9時から	電子入札システムによる
落札候補者の確認資料提出	令和8年10月16日（金）午後4時まで	入札担当課まで持参又は郵送

※紙入札者の場合は、各書類の提出は持参のみとし、郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）。

※質疑の受付（町 HP ＞事業者の方＞入札情報＞入札に係る質問方法について）

※開札時の立会いは不要ですが、希望される場合は事前に入札担当までご連絡ください。

※落札結果については、開札日中に落札者へのみ電話にて通知します。また、HP への結果公表については、原則開札日の翌週中に行います。

5. 入札参加資格の事後審査に関する事項

- (1) 開札後、落札決定を保留し、入札参加者のうち予定価格と低入札調査価格又は最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、入札参加資格確認に必要な書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う。
- (2) 確認申請書等は、指定された期日までに発注者に提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格を有する者が、当該入札日（開札）までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、当該入札に参加できないものとする。
- (4) 入札参加申請を取り下げようとする者は、入札（開札）日の前日までに御嵩町総務課に理由を記載した書面を提出すること。

6. その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、1 の工事発注表に定めるそれぞれの期間のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日の午前9時から午後5時までの取扱いとする。（電子入札にあっては、電子入札システムによる。）
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した

履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

- (4) 事後審査型条件付き一般競争入札の関係様式は、御嵩町ホームページからダウンロードするか、御嵩町総務課窓口で配布を受けること。

※注意事項

- (1) 「町内業者A」とは、御嵩町内に本店を有する者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、御嵩町競争入札参加資格審査要領（平成16年訓令甲第18号）第7条第1項に規定する名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者をいう。
- (2) 「町内業者B」とは、御嵩町内に従業員を常勤させている営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。以下同じ。）を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから御嵩町内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (3) 「可茂地区業者」とは、可児市、美濃加茂市及び加茂郡内に本店又は営業所を置いている者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、それぞれの市町村における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (4) 「県内業者」とは、岐阜県内に本店又は営業所を置いている者であって、町内業者及び可茂地区業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県内における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。
- (5) 「県外業者」とは、岐阜県外に本店又は営業所を置いている者であって、町内業者及び可茂地区業者及び県内業者以外の者のうち、建設業法第3条第1項の許可を受けてから、岐阜県外における営業年数が3年以上あり、かつ、資格者名簿に登載されている者をいう。